

～税務のチェックポイント Q&A110

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

リボルビング方式の割賦販売に係る費用・収益の帰属時期

《内容》

関与先のA社は、衣料品の小売業者ですが、定額リボルビング方式の割賦販売を採用しています。

この割賦販売の会員規約において、「会員は毎月20日現在のリボルビング定額払いに係る残高に対し実質年率12%（＝月利1.0%）のリボルビング手数料を含み、あらかじめ指定した弁済金10,000円を毎月の振替指定日5日に支払うものとする。」と定めており、今回、次のように、6月10日及び9月30日に各々現金販売価格100,000円の商品を販売しました。

弁済日	弁済金	弁済額の内訳		手数料弁済分の計算
		元本弁済分	手数料弁済分	
6/5	10,000円	9,000円	1,000円	6/20 残 100,000円×1.0%
7/5	10,000円	9,090円	910円	7/20 残 91,000円 (100,000円－9,000円)×1.0%
8/5	10,000円	9,181円	819円	8/20 残 81,900円 (91,000円－9,090円)×1.0%
9/5	10,000円	8,273円	1,727円	9/20 残 172,719円 (81,900円＋100,000円－9,181円)×1.0%
10/5	10,000円	8,356円	1,644円	10/20 残 164,446円 (172,719円－8,273円)×1.0%
11/5	10,000円	8,440円	1,560円	11/20 残 156,100円 (164,446円－8,356円)×1.0%
(以下同様の計算)				

このような、リボルビング方式の割賦販売に係る弁済金のうち、リボルビング手数料（以下「リボ手数料」と略称します。）に相当する金額の収益計上時期は、そのリボ手数料の計算時（約定締切日）として取り扱って差し支えありませんか

『答』

リボ手数料の収益計上時期は、そのリボ手数料の計算時（約定締切日）となります。

(解説)

1 一般的には、リボルビング方式とは、クレジット会社が利用者に対してクレジットカード等を発行し、利用者がそのクレジットカード等を提示して商品を購入し、その代金の合計額を基礎として算定した金額をあらかじめ定められた時期ごとに、あらかじめ定められた方法によりクレジット会社に支払う方式をいい、支払回数や支払期間等については特定されていないのが特徴です。

なお、リボルビング方式には、種々ありますが、定額リボルビング方式（利用者に利用限度額を設定し、毎月の弁済金をあらかじめ一定額（5,000円、10,000円、20,000円など）に定め、その利用限度額を超えない範囲で繰り返し利用できる方式）による割賦販売は、通常の個品方式の割賦販売と異なり、商品の販売時においてリボ手数料の総額を計算することができませんが、クレジット会社は契約で定めた締切日において約定弁済金の内訳（元本弁済分とリボ手数料分）を計算することができ、また、その額が確定することになります。

2 したがって、ご質問のケースの場合のリボ手数料の収益計上時期は、リボ手数料の計算をする日（約定締切日）とするのが相当と考えられます。

また、リボ手数料は約定締切日に利用残高があれば利用者はその残高に一定の率を乗じたりボ手数料を支払わなければならない、その利用残高がいつ発生したものであるかなどは問いません。このことから、このリボ手数料は、真に割賦販売に伴う手数料そのものであって、実質的に利息の性質を有するものといえませんが、期間の経過に応じて未収又は前受計上するような問題は生じません。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。